

「都市計画の方針」及び「線引き」全市見直しについて

都市計画変更しました

～平成 30 年 3 月 15 日に告示しました～

このたび本市では、第 147 回横浜市都市計画審議会（平成 30 年 1 月開催）での審議結果を踏まえ、まちづくりの上位方針である「都市計画の方針※ 1」と「線引き※ 2」の見直しについて都市計画変更し告示しました。都市計画の効力は告示日から生じるため、本日 3 月 15 日からの適用となります。

※ 1 都市計画の方針：「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の 4 つの方針を指します。

※ 2 線 引 き：市街化区域と市街化調整区域の区域区分のことを指し、おおむね 6～7 年ごとに全市的な見直しを行っています。（今回の見直し区域については裏面別図参照。）

▼見直しのポイント▼

（1）都市計画の方針

- ・都市計画の方針の決定権限が県から市へ移譲されたことを踏まえ、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、持続的な都市の成長・発展につなげていきます。
- ・都市基盤施設の整備効果を最大限に生かし、計画的な土地利用の誘導を図っていきます。
- ・主要駅周辺等に新たに「規制誘導地区」を設定し、機能集積を図っていきます。

（2）線引き

- ・既に市街地化している区域については、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行いました。
- ・関連用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、臨港地区及び緑化地域を変更しました。
- ・線引き見直しに関連する個別案件についても都市計画決定しました。
 - 川和町駅周辺西地区関連 ○川向町南耕地地区関連 ○恩田駅南地区関連
 - 栄上郷町猿田地区関連 ○泉ゆめが丘地区関連
- ・今回の線引きの見直し地区は約 200 地区で、市街化区域が約 624 ヘクタール増となります。

▼市街化区域への編入により変わること▼

（1）用途地域等の指定

- ・用途地域等の指定により、各種制限範囲内で建築や開発行為が可能となります（別添参照）。

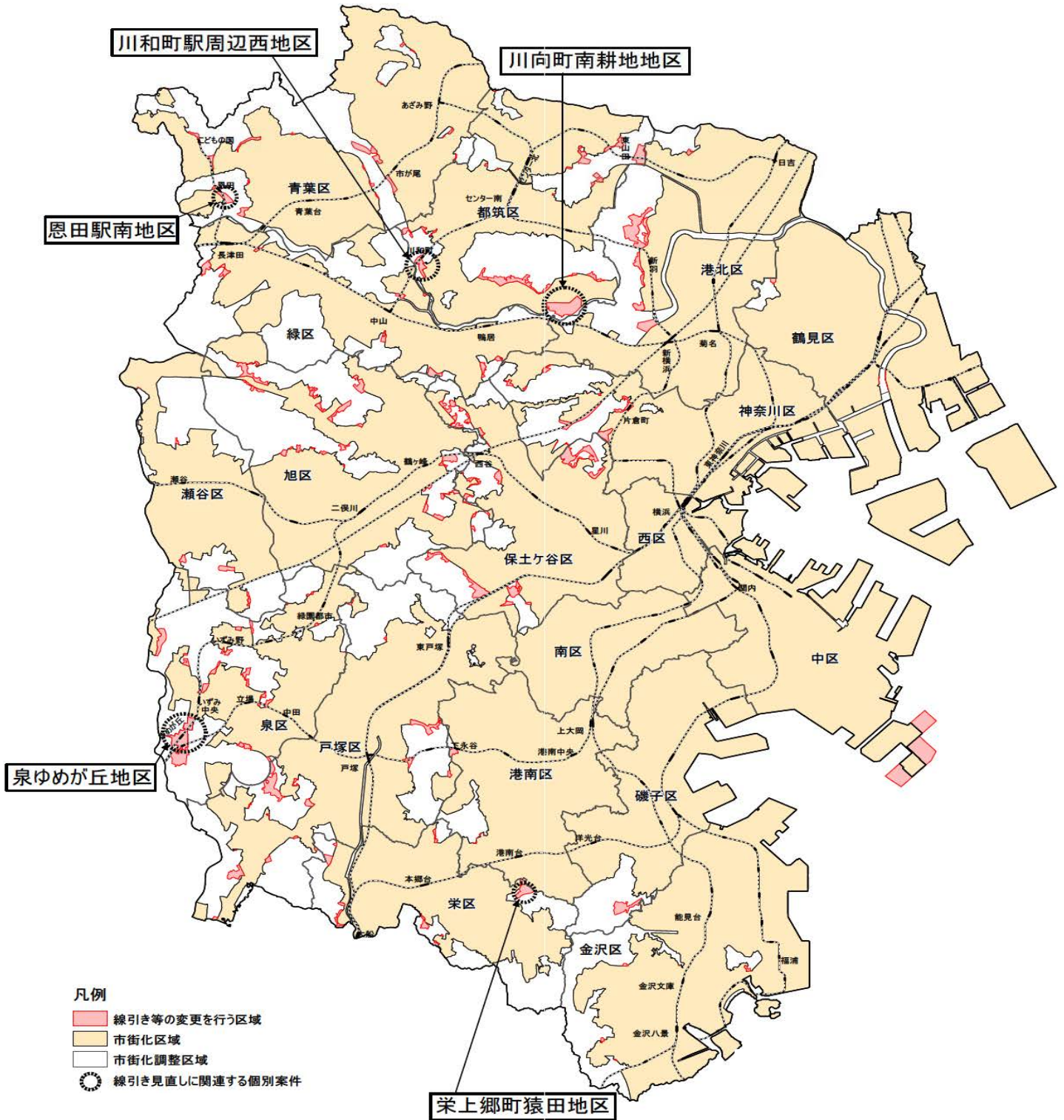
（2）市街化区域内の樹林地や農地の税優遇

- ・一定の基準を満たすことを条件に、税の減免などの優遇措置を受けることができます。

（3）都市計画税の課税

- ・都市計画税は、土地及び家屋を対象として平成 31 年度から課税されます。具体的な税率や課税の時期については各区の税務課へお問い合わせください。

別 図



区域の詳細については、都市計画課ホームページをご覧ください。

横浜市都市計画課 で検索

お問合せ先			
線引き及び都市計画手続について	建築局都市計画課長	大友 直樹	Tel 045-671-2663
都市計画の方針について	都市整備局企画課長	堀田 和宏	Tel 045-671-2005